

地域福祉計画改定における権利擁護関連の取り扱いについて

時期	作業			地域福祉計画 推進委員会	成年後見支援センター 運営協議会
	社協・福祉部	総合福祉課	関係部署		
7月		市民意識調査 (R1.7.1～ R1.7.31)			
8月	①福祉部 意識調査から意見交換	意識調査分析			第1回運営協議会(R1.8.27) ①苫小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱改正 ②国の基本計画の説明 ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画の説明(国の動向等)
9月		②地域福祉セミナー(R1.9.20)			
10月		第2期の取組、成果、課題及び第3期に取組む事項について文書照会		推進委員会(R1.10.31) ・第2期計画の進捗状況の報告 ・市民意識調査結果の報告	
11月		③シンポジウム開催(R1.11.30)			第2回運営協議会(R1.11.21) ①市町村による成年後見制度利用促進基本計画のたたき台を示し協議 ②市民意識調査結果の報告
12月		④7圏域ワークショップ 地域の現状、地域生活課題を意見交換 (R1.12.18～R1.1.26)			
1月		市民意識調査結果、第2期の成果・課題、第3期計画に取り組むべき事項を基に意見交換			第3回運営協議会(R2.1.30) ・第2回運営協議会の意見を参考に内容修正した計画の案を示す。
2月	⑤福祉部WG 課題・対応策の整理			推進委員会 ・課題、対応策の評価	
	⑥計画策定方針案(施策体系)				
3月		施策の方向毎の実施事業を文書照会			
4月		素案策定			
5月			庁内連携会議 ・目標の設定、施策の方向性を示す		第4回運営協議会 ・地域福祉計画の体系等に基づいた成年後見制度利用促進計画の素案を示す。
6月			推進委員会 ・目標の設定、施策の方向性を示す		

※次期地域福祉計画案の策定作業において内容や表現方法等が変更となる場合があります。

## 権利擁護に関する支援

地域における権利擁護の必要な人に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進めます。

本編について、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付けて施策を推進します。

## 現状と課題

成年後見支援センターに寄せられる成年後見制度に関する相談件数は、年々増加する傾向にあります。今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性がますます高まることが考えられます。地域包括支援センター、病院、施設などの関係機関から相談に繋がるケースが増加しており、関係機関と連携して相談・支援を行うことが重要となっています。

市民アンケートの結果からは、成年後見制度の内容を知っている人が回答者の約4割に留まっていることから、親族等の理解や協力、スムーズな制度利用へと繋がるよう、成年後見制度についてのさらなる周知、市民認知度向上に取り組む必要があります。

また、市民後見人を知っている人が約1割に留まっていることや、市民後見人養成講座の受講者を今後も安定的に確保していく必要があることから、市民後見人の活動に対する理解を深めてもらえるように努めなければなりません。

権利擁護ニーズが地域で埋もれることなく成年後見制度を適切に利用できるよう、早期相談・支援に繋げるための地域連携ネットワークを構築するとともに、支援に携わる人材や市民後見人の確保・育成を行い、制度を円滑に運用する体制づくりが必要となります。

施策の方向 (1) 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築

① 地域連携のネットワークの構築

「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に、地域や関係機関と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築します。

取組項目	取組内容
合議体の設置・運営の検討	行政、法律・医療・福祉・金融・地域等の関係機関・団体及び家庭裁判所との連携の仕組みを構築し、権利擁護支援に関する合議体の設置・運営について検討を行う。
チームによる支援の検討	後見等開始前においては行政・親族・医療・福祉・地域の関係者が、後見等開始後は後見人等が加わる形で、権利擁護の必要な方へのチームによる支援体制を構築する。また、チームにおいてケース会議を開催し、情報共有や支援の方向性等について検討を行う。

施策の方向 (1) 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築

② 中核機関の体制整備

権利擁護に関する様々な相談・支援に対応するためには、法律・福祉をはじめとする専門的知識の蓄積と的確な判断、地域連携ネットワークが有機的に機能するための調整などが求められます。

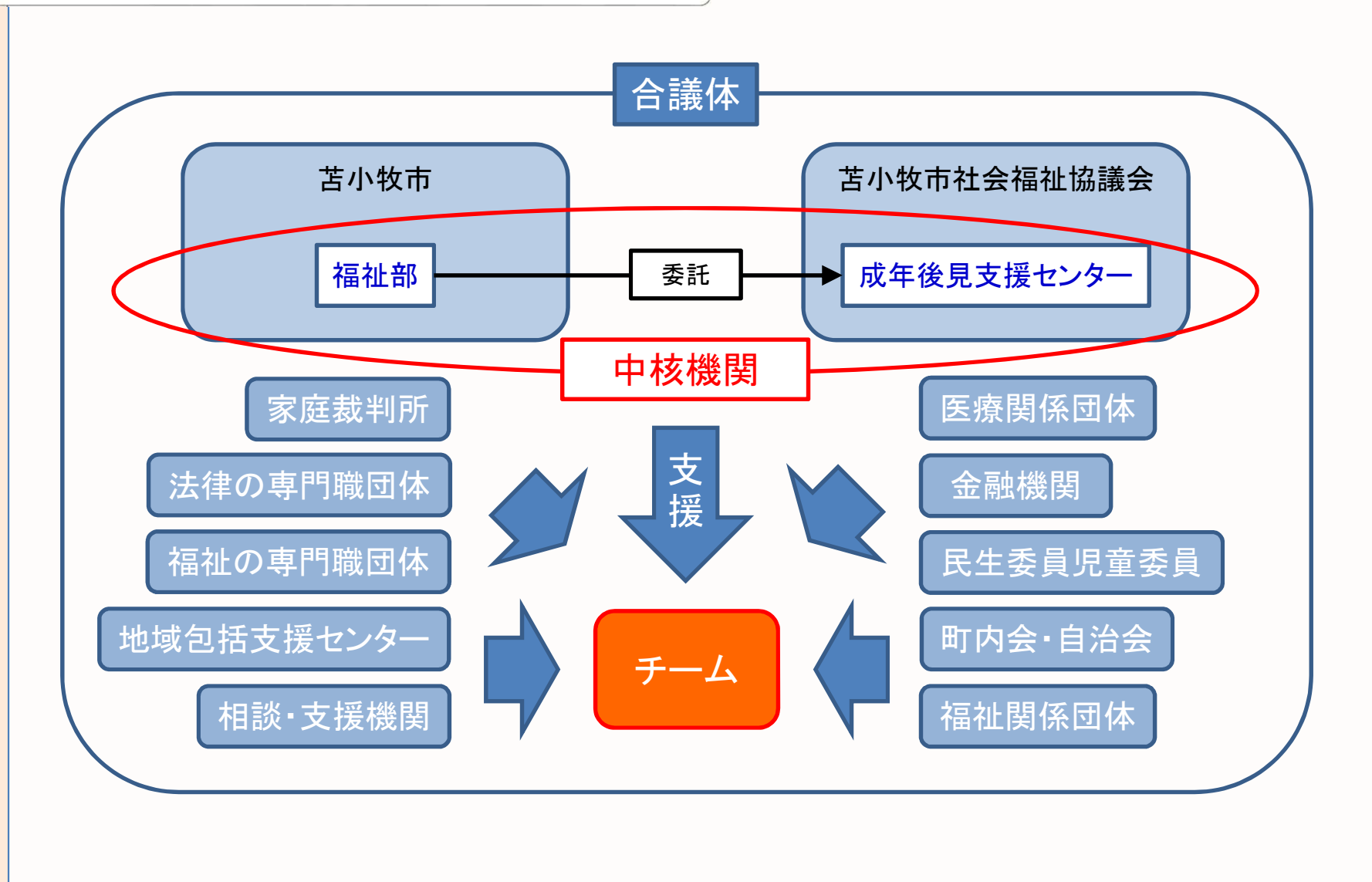
また、今後見込まれる相談件数の増加に対応するため、相談機能の強化、相談業務に携わる人材の育成に取り組む必要があります。

これまで成年後見支援センターが培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人等へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に活かしながら、市と成年後見支援センターとの協働による中核機関を設置し、地域連携ネットワークにおける調整役として関係機関と共に意思決定支援に取り組めます。

また、中核機関の広域化についても本市の周辺各町と協議・検討を行ってまいります。

取組項目	取組内容
中核機関の設置	市と成年後見支援センターによる中核機関を設置し、その役割分担についての整理を行う。
相談機能の強化及び人材の育成	市と成年後見支援センターによる新たな相談体制を構築し、相談員のスキルアップ、育成に取り組む。成年後見支援センターの体制強化についても検討を行う。
受任調整機能の充実	受任調整会議(マッチング機能)をより充実させるため、被後見人対象者のニーズ把握の方法について検討する。
周辺町と広域化についての検討	本市の周辺各町と中核機関の広域化について、協議・検討を行う。

参考 : 地域連携ネットワークのイメージ



施策の方向 (2) 制度の理解と担い手の育成

① 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期相談、早期支援に繋げることの重要性や、判断能力の程度に応じて保佐、補助の各類型による利用についても周知を行うなど、制度の理解、認知度向上に取り組みます。

取組項目	取組内容
成年後見制度に関する広報・周知	任意後見、親族後見、後見制度の類型等を含めた成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図る。
講演会等の開催	成年後見制度の市民認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催する。
出前講座の実施	成年後見制度の市民認知度の向上や、地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象とした成年後見制度についての出前講座を実施する。

施策の方向 (2)制度の理解と担い手の育成

②市民後見人の育成

成年後見制度の需要の増加に対応するため、引き続き市民後見人の養成講座を行うとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行う必要があります。  
市民後見人養成講座については、受講者数の増加に向けて取り組めます。

取組項目	取組内容
市民後見人養成講座の実施方法等の見直し	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直しや受講しやすい環境について検討し、受講者数の増加に取り組む。
市民後見人の周知啓発	市民後見人の認知度向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行う。
市民後見人の担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行う。



施策の方向 (3)制度運用と支援体制

①相談体制の整備

市民後見人や親族後見人が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動が行えるように相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。

また、研修会の開催や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適正な対応力の向上と不正防止に取り組みます。

取組項目	取組内容
相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の後見活動が円滑に行われるように支援を行う。
フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行う。
活動マニュアルの改訂	市民後見人の活動マニュアルについて、必要な都度改訂を行う。



施策の方向 (3)制度運用と支援体制

②制度利用者への支援

成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、報酬等の助成を実施します。  
また、日常生活自立支援事業と成年後見制度の移行支援に取り組みます。

取組項目	取組内容
報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施する。
日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについてスムーズな移行の支援を行う。